

別表第1（第3条関係）

対象事業	対象経費	支援金額等											
(1) テールゲートリフターの導入	<p>事業期間に導入したテールゲートリフターの導入経費（取付工賃含む）</p> <p>（注）道路運送車両の保安基準に抵触する場合は支援対象外とする。</p>	<p>導入経費の2/3を補助 （千円未満の端数切捨）</p> <p>【上限額】200万円／台 【上限台数】10台／事業者</p>											
(2) テールゲートリフター操作者の特別教育	<p>事業期間に実施したテールゲートリフターの特別教育に係る経費（受講料、教材費）</p> <p>（注1）支援対象となる受講料とは、テールゲートリフター操作者が受講する特別教育及びインストラクター養成講習の対価として支払ったものであり、テキスト代も含む。ただし、受講料に含まれる払込手数料及び会場までの交通費等は支援対象外とする。なお、特別教育の実施主体は問わない。</p> <p>（注2）支援対象となる教材費とは、特別教育を行うために事業者が購入したDVD及び冊子の購入経費とする。</p> <p>（注3）主な支援対象として、今回の支援事業を契機として新たにテールゲートリフターを導入する事業者を想定しているが、事業期間前に既にテールゲートリフターを導入している場合でも、第2条に定める支援対象者となる場合は支援対象となる。</p>	<p>特別教育に要した経費の2/3を補助 （千円未満の端数切捨、ただし教材費（冊子）は百円未満の端数切捨）</p> <table border="1" data-bbox="1002 674 1469 871"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">受講料</td> <td>1万5千円／人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教材費</td> <td>DVD</td> <td>2万円／枚</td> </tr> <tr> <td>冊子</td> <td>1千円／冊</td> </tr> </tbody> </table>	種別		上限額	受講料		1万5千円／人	教材費	DVD	2万円／枚	冊子	1千円／冊
種別		上限額											
受講料		1万5千円／人											
教材費	DVD	2万円／枚											
	冊子	1千円／冊											
(3) 女性ドライバーが働きやすい職場環境整備	<p>事業期間に実施した女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備に係る経費</p> <p>例) ・女性用のトイレ、更衣室、休憩室、シャワー室・ロッカー等の設置 ・女性用のトイレの洋式化 等</p> <p>（注1）助成対象となる設備等は女性専用で使用するものとし、明確に女性専用であることが分かるようにすること。</p> <p>（注2）整備とは、新設工事又は改修工事を行うことをいう（工事に伴う設計も含む）。</p> <p>（注3）原則として、助成対象事業者の女性ドライバー以外（男性従業員やグループ企業の従業員等）が使用する共用設備は対象外とする（ただし、原則では支援対象とならないものでも、それが女性ドライバーの確保や職場環境の向上につながると客観的に認められるものであれば支援対象となる場合があるため、必要に応じて支援金センターに確認すること。）。</p>	<p>施設・設備等の整備に係る経費の2/3を補助（千円未満の端数切捨）</p> <p>【上限額】200万円／事業者</p>											

<p>(4) 環境対応車の導入</p>	<p>事業期間に導入した環境対応車等に係る以下の経費</p> <p>①電気トラックの導入経費 (通常車両との基準価格差)</p> <p>②電気自動車用充電設備等の導入経費 (工事費用含む)</p> <p>③ハイブリッドトラック及び天然ガストラックの導入経費 (通常車両との基準価格差)</p> <p>(注) 公益社団法人全日本トラック協会の「<b>環境対応車導入促進助成事業実施要領</b>」の定義を適用し、補助対象車両は環境省、経済産業省、国土交通省連携事業の「商用車の電動化促進事業(トラック)」及び環境省の「環境配慮型トラック・バス導入加速事業」の対象型式一覧を適用する。</p>	<p>①基準価格差の 10/10 (千円未満の端数切捨) 【上限台数】10 台/事業者</p> <table border="1" data-bbox="1002 432 1469 539"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>車両総重量</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気トラック</td> <td>2.5 トン超</td> <td>1,250 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②導入経費の 3/4 (千円未満の端数切捨) 【上限台数】10 台/事業者</p> <table border="1" data-bbox="1002 707 1469 904"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急速充電設備 (50Kw 以上)</td> <td>450 万円</td> </tr> <tr> <td>急速充電設備 (50Kw 未満)</td> <td>324 万円</td> </tr> <tr> <td>普通充電設備</td> <td>135 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③基準価格差の 10/10 (千円未満の端数切捨) 【上限台数 (各種別)】10 台/事業者</p> <table border="1" data-bbox="1002 1099 1469 1420"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>最大積載量</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハイブリッドトラック</td> <td>2 トンクラス</td> <td>77 万円</td> </tr> <tr> <td>4 トンクラス</td> <td>300 万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガストラック (使用過程車の改造車を含む)</td> <td>2 トンクラス</td> <td>73 万円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	車両総重量	上限額	電気トラック	2.5 トン超	1,250 万円	種 別	上限額	急速充電設備 (50Kw 以上)	450 万円	急速充電設備 (50Kw 未満)	324 万円	普通充電設備	135 万円	種 別	最大積載量	上限額	ハイブリッドトラック	2 トンクラス	77 万円	4 トンクラス	300 万円	天然ガストラック (使用過程車の改造車を含む)	2 トンクラス	73 万円
種 別	車両総重量	上限額																									
電気トラック	2.5 トン超	1,250 万円																									
種 別	上限額																										
急速充電設備 (50Kw 以上)	450 万円																										
急速充電設備 (50Kw 未満)	324 万円																										
普通充電設備	135 万円																										
種 別	最大積載量	上限額																									
ハイブリッドトラック	2 トンクラス	77 万円																									
	4 トンクラス	300 万円																									
天然ガストラック (使用過程車の改造車を含む)	2 トンクラス	73 万円																									

<備考>

- ・上記支援金額等は、広島県の「物流生産性向上等支援事業補助金交付要綱」に基づき設定している。
- ・いずれについても、消費税及び地方消費税を除いた額を対象とする。
- ・支援金額については、導入や予算枠の状況により、申請額から減額する場合がある。

別表第2（第5条関係）

対象事業	添付書類	備考
(1) テールゲートリフターの導入	<p>① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</p> <p>② 第1条に規定する運送事業の許可書の写</p> <p>③ テールゲートリフター導入内訳書(別紙1)</p> <p>④ テールゲートリフター装着証明書(別紙2)</p> <p>⑤ 取付車両に係る、出力された自動車検査証記録事項の写(事業用に限る)。(移転登録している場合は、自動車検査証記録事項の写も添付すること。)</p> <p>⑥ 取付車両の画像(正面から登録番号を識別できるように撮影したもの1枚、後方からテールゲートリフターの装着状況と登録番号が識別できるように撮影したもの1枚。画像は原則カラーとする。)</p> <p>⑦ 納品書又は請求書の写(必ず、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日、車輛の登録番号が記載されたもの)</p> <p>⑧ 領収証の写(振込金受取書等でも可)なお、リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること。(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契約書の写を添付すること。)</p> <p>⑨ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)</p>	<p>(注1) <u>手形(自振手形に限る)による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象とならない。</u></p> <p>(注2) 提出書類によってテールゲートリフターの取得価格が確認できない場合は、申請の受付はできない。</p> <p>(注3) 取付車両をリースや割賦で導入した場合で、リース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写に、商品名、型式、数量、単価、金額、年月日、車輛の登録番号が記載されていない場合は、それらが記載された任意様式の納品書を添付すること。</p>
(2) テールゲートリフター操作者の特別教育	<p>① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</p> <p>② 第1条に規定する運送事業の許可書の写</p> <p>③ テールゲートリフター操作者に対する特別教育の実施に係る経費内訳書(別紙3)</p> <p>④ 特別教育等研修受講証明書の写(事業所内で特別教育を実施した場合はその記録)</p> <p>⑤ 領収証の写(振込金受取書等でも可)</p> <p>⑥ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確</p>	<p>(注) 事業者名の領収証等が確認できない場合は、申請の受付はできない。</p>

		認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)	
(3) 女性ドライバーが働きやすい職場環境整備		<p>① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</p> <p>② 第1条に規定する運送事業の許可書の写</p> <p>③ 女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備報告書(別紙4)</p> <p>④ 女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備に係る経費内訳書(別紙5)</p> <p>⑤ 施設・設備等の状況が分かる画像(事業実施前後の状況が分かるもの各1枚。画像は原則カラーとする。)</p> <p>⑥ 領収証の写(振込金受取書等でも可)</p> <p>⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)</p>	<p>(注1) 別紙4に記載された事業の目的が、女性ドライバーの働きやすさにつながると認められない場合は、申請の受付はできない。</p> <p>(注2) <u>手形(自振手形に限る)による場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象とならない。</u></p> <p>(注3) <u>「物流生産性向上等支援事業支援金センター」による現地確認を実施する。</u></p>
(4) 環境対応車の導入	環境対応車	<p>① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</p> <p>② 第1条に規定する運送事業の許可書の写</p> <p>③ 環境対応車導入内訳書(別紙6)</p> <p>④ 出力された自動車検査証記録事項の写(事業用に限る)。(移転登録している場合は、自動車検査証記録事項の写も添付すること。)</p> <p>⑤ 車両の画像(正面から登録番号を識別できるように撮影したもの1枚。画像は原則カラーとする。)</p> <p>⑥ 領収証の写(振込金受取書等でも可)。なお、リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契約書の写を添付すること。)</p> <p>⑦ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合</p>	<p>(注1) <u>手形(自振手形に限る)による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象とならない。</u></p> <p>(注2) 電気、ハイブリッド、天然ガス(CNG)の判別は、自動車検査証記録事項の燃料欄、備考欄の記載内容によって協会が決定する。</p>

	は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)	
電気自動車用充電設備等	<p>① 物流生産性向上等支援事業支援金交付申請書兼誓約書(別記様式第1号)</p> <p>② 第1条に規定する運送事業の許可書の写</p> <p>③ 電気自動車用充電設備等導入内訳書(別紙7)</p> <p>④ 充電設備の画像(設備を前後から撮影したものの各1枚。画像は原則カラーとする。)</p> <p>⑤ 領収証の写(振込金受取書等でも可)。なお、リースの場合はリース契約書の写、割賦の場合は割賦契約書及び物件受領書等の写を添付すること(転リース、転割賦の場合は、中間会社の契約書の写を添付すること。)</p> <p>⑥ 預金通帳口座名義記載ページの写(振込先確認のため、金融機関の支店名が記載されたページも必要。ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面の画像を提出すること。)</p>	<p>(注1) <u>手形(自振手形に限る)による導入の場合、手形決済完了後に当座から引き落とされた証明(当座勘定照合等)を添付すること。なお、申請期限を越えて決済される手形による導入は補助対象とならない。</u></p> <p>(注2) <u>「物流生産性向上等支援事業支援金センター」による現地確認を実施する。</u></p>

※ 支援金の種別が重複する場合、添付書類の一部を省略することができるので、事前に「物流生産性向上等支援事業支援金センター」に確認すること。